

お知らせ なんたん



第75号(2の1)平成21年2月27日発行

今回のお知らせ内容

— 2の1枚目(緑色) —

- 【表】・春季火災予防運動を実施します
- ・福祉タクシー利用券の使用期限は3月31日までです
- ・平成21年度技能修得資金の受付について
- ・『振り込め詐欺』にご注意ください!
- 【裏】・クラブミーティングルーム登録団体の申請について
- ・体験講座「こんにやくをつくろう」の参加者を募集します
- ・親子防火クライミング教室のご案内
- ・『排尿のトラブル』についての市民公開講座を開催します
- ・女声合唱団「オーチャード」第2回コンサートのご案内
- ・なんたんテレビ番組表(3月1日~15日)

— 2の2枚目(オレンジ色) —

- 【表】・平成21年度南丹市市民健診のお知らせ
- ・献血・骨髄ドナー登録にご協力ください
- ・麻しん・風しん(MR)混合ワクチンの接種について
- ・歴史・健康ウォーキング参加者募集
- ・多重債務無料法律相談のご案内
- ・平成21年度伝統文化こども教室募集案内
- 【裏】・派遣労働者セミナーを開催します
- ・中小企業倒産防止共済制度に関する注意
- ・京都府地球温暖化防止活動推進員を募集しています
- ・不安な気持ち払しょく! 裁判員制度説明会を開催します
- ・JPA公認「京の都カッパ」2009を開催します
- ・平成22年歌会始のお題は「光」
- ・丹波自然運動公園からのお知らせ

春季火災予防運動を実施します

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐため春季火災予防運動を実施します。

●実施期間 3月1日(日)~7日(土)

●統一標語 「火のしまつ 君がなくて 誰がする」…(全般)
「見直そう 森の恵みと 火の始末」…(山林)

●重点目標 ①住宅防火対策の推進、②放火火災予防対策の推進、③林野火災予防対策の推進、④乾燥時および強風時の火災発生予防対策の推進

●サイレン吹鳴

- ・期間 (園部・八木・日吉町内) 3月1日(日)~7日(土) 午後9時(美山町内) 3月1日(日) 午前7時、3月15日(日) 午後9時
- ・信号符 1分間長符一斉

※火災とお間違いないようよろしくお願いいたします。

※亀岡市、京丹波町においても同様のサイレン吹鳴が行われます。

住宅防火 いのちを守る - 3つの習慣・4つの対策 -

< 3つの習慣 >

- ・寝たばこは絶対にやめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

< 4つの対策 >

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すためには、住宅用消火器などを設置する。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

◇問合せ先 総務課 消防防災係 TEL (0771) 68-0002 FAX (0771) 63-0653

福祉タクシー利用券の使用期限は3月31日までです

現在、障がいのある方を対象に交付している平成20年度福祉タクシー利用券は、使用期限が3月31日までとなっています。4月1日以降は、その券を使用することはできません。使用期限内に使用せず返還されても、現金との引き換えはしません。利用券で支払いのできるタクシー事業者は以下の10社です。下記事業所以外では利用できませんのでご注意ください。タクシー乗車前に事業者名などをご確認いただき、乗車の際に福祉タクシー利用券の使用について運転手にご確認ください。なお、平成21年度福祉タクシー利用券の申請は、3月23日(月)から受け付けます。3月発行の『お知らせなんたん』にあらためて掲載する予定です。

<福祉タクシー利用券の利用できる事業者一覧>

業者名	電話番号
京都タクシー(株) 亀岡支社	0120-051414
南丹タクシー	0771-42-2233
NPO法人京都福祉センター	0771-63-0882
南丹介護タクシー	0771-62-1489
谷タクシー	0771-74-0029
(株) 京都みやび交通	0120-207011
平野タクシー(有)	0120-021090
学園介護タクシー	0771-20-4182
介護タクシーあんくる	0771-25-2454
京都相互タクシー(京都市内での利用)	075-861-1818

◇問合せ先 社会福祉課 障害者福祉係 TEL (0771) 68-0007
各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

平成21年度技能修得資金の受付について

平成21年度技能修得資金の第1次申請を下記のとおり受け付けます。

●受給資格 次の①~④すべてに該当する方

- ①南丹市内に居住し、経済的理由により技能修得が困難なこと。
- ②満20歳に達する日以後の最初の3月31日までに専門学校などに入学すること。(看護学校系は、平成20年度の支給決定者のみ)
- ③技能修得期間が1年以上で、授業時間が原則として1週間18時間以上の技能修得施設に入所すること。(1時限最低45分を1時間として算定できます。1時限が90分の場合、2時間として算定できます)
- ④技能を修得することが世帯の自立更生に役立つこと。

●必要書類 ①技能修得資金支給申請書

- ②申請者の属する世帯全員の所得証明
- ③在学(籍)証明書(3月末日までに申請を行う場合、4月1日以降に発行のものを同月22日までに提出してください)
- ④同意書(年度途中で京都府から専門学校などに修学状況を確認させていただくことに対する同意書です。申請書と一緒にお願いします)

●受付期限 1次申請 3月23日(月)、2次申請 4月15日(水)

●申請先 申請書は、京都府南丹保健所、社会福祉課、各支所健康福祉課で受け付けます。なお、支給申請書などの書類は、社会福祉課、各支所健康福祉課でお渡しします。

◇問合せ先 社会福祉課 福祉総務係 TEL (0771) 68-0007
各支所健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

『振り込め詐欺』にご注意ください!

南丹市においても巧妙で悪質な「振り込め詐欺」や「架空請求」が発生しています。不審な電話や身に覚えのない請求はがきなどが届いたら一人で悩まずご相談ください。

◇消費生活相談窓口 商工観光課 TEL (0771) 68-0050

八木支所各問合せ先は、各課・係への直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町内から八木支所「TEL 42-2300」に電話をしていただければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。